

生駒市条例第14号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成12年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「27,420円」を「28,550円」に改め、同条第2号中「27,420円」を「37,120円」に改め、同条第3号中「41,130円」を「42,830円」に改め、同条第9号中「109,680円」を「137,060円」に改め、同号を同条第13号とし、同条第8号中「95,970円」を「99,940円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第12号イ」を加え、同号を同条第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 114,220円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 125,640円

ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第7号中「82,260円」を「91,370円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「68,550円」を「74,240円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 85,660円

ア 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

第4条第5号中「63,060円」を「68,530円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「第7号イ又は第8号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第39条第1項第4号」を「第39条第1項第5号」に、「54,840円」を「57,110円」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 51,390円

第6条第3項中「若しくはハ」を「若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「、

第 6 号口、第 7 号口、第 8 号口又は第 9 号口」に、「同項第 1 号から第 6 号まで」を「同項第 1 号から第 9 号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市介護保険条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度分までの保険料については、なお従前の例による。